

令和4年第11回公安委員会会議録

日時	5月12日（木曜日）	自午後 1時30分 至午後 4時10分	場所	公安委員会室
会議出席者	公安委員	下山委員長 高木委員 小野委員 廣塚委員 宮尾委員		
	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長 首席監察官		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞4件、意見の聴取18件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 犯罪被害者支援大学生ボランティア「くすの輪」の運用開始について

(1) 運用の目的

社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない街づくりを推進するため、将来を担う大学生を対象に、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動への参加を促し、犯罪被害者等の実情や犯罪被害者等支援の重要性への理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮及び協力への意識をかん養するとともに、地域社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える気運を醸成することを目的とする。

(2) 運用開始日

令和4年5月11日（水）

(3) 活動時の呼称及び登録人数

ア 活動時の呼称

「くすの輪」（くすのわ）

イ 登録人数

4人（熊本大学3人及び熊本学園大学1人）

(4) 仕組み

ア 登録の要件

- ・ 熊本県内の大学に在籍していること。
- ・ 人格及び行動が模範的であること。
- ・ 犯罪被害者支援に関心を持ちボランティア活動に熱意を有すること。
- ・ 心身ともに健康であること。

イ 登録期間

登録時から当該年度の3月31日まで

ウ 活動内容

- ・ 広報啓発活動（イベントの運営、街頭キャンペーン等）
- ・ 研修会等への参加

(5) その他

5月11日に発足式を実施し、登録書を交付

【委員からの質問等】

- 委員から、「登録している学生が、お客さんになることなく、啓発活動や研修の企画段階からアイデアを出したりして問題意識を持って係わっていくような存在になってもらいたい」旨の意見があった。
- 委員から、「どのような経緯でボランティアの4人が集まったのか」旨の質問があり、警察側から、「犯罪被害者の講義の機会などを通じて、声かけをしたりして、犯罪被害者支援に関心の高い方々に登録していただいている」旨の説明が

あった。

- 委員から、「制度が周知されれば、希望する学生はもっといると思う。また、参加してくれる学生のためにもなるので、将来的には本部長からの表彰も検討していただきたい」旨の意見があった。
- 委員から、「ボランティアをやっていくと色々な壁にぶつかると思うので、ボランティアを支援する体制もしっかりしていただきたい」旨の意見があった。
- 委員から、「ネットにネガティブな意見が掲載されていた。純粋な気持ちでボランティアに参加する学生達が傷つかないように支援していただくとともに、頑張っている姿を広報してもらいたい」旨の意見があった。

2 第48回交通機動隊安全運転競技大会の開催について

(1) 大会目的

交通機動隊員の安全運転技能の向上及び士気の高揚を図るとともに、県民とのふれあい活動を行うことにより、警察活動への理解と協力を得ることを目的とする。

(2) 日時

令和4年6月1日(水)午後1時30分から午後5時頃まで

(3) 場所

熊本市北区明德町 交通機動隊(熊本県警察自動車訓練場)

(4) 大会内容

ア 第1部(安全運転競技等)

(ア) 開会式

(イ) 白バイ等による分列行進

(ウ) 安全運転競技

- 出場選手 16人
- 競技種目
 - ・ バランス走行競技
 - ・ スラローム走行競技



バランス走行(一本橋走行)



スラローム走行(傾斜走行)

(エ) アトラクション

- パトカー運転技術披露
- 警察音楽隊によるドリル演奏
- 白バイによるドリル演技

(オ) 閉会式

イ 第2部(県民とのふれあい活動)

(ア) 白バイ・パトカーの展示及び写真撮影会

(イ) パトカーの体験乗車

(5) 来賓等

ア 来賓

交通関係団体の長、警察官友の会支部長等約100人

イ その他

交通機動隊周辺住民等約200人

合計約300人

【委員からの質問等】

- 委員から、「天候等良い条件の中で実施されることを願います。頑張っていたきたい」旨の発言があった。

第3 報告・決裁等

- 1 **道路交通法等に係る審査基準・処分基準の改定についての決裁**
運転免許課長から説明があり、決裁が行われた。
- 2 **監察業務の報告**
首席監察官から報告が行われた。
- 3 **行政文書部分開示決定に対する審査請求書の審査結果及び弁明書作成の下命についての決裁**
広報県民課文書情報室室長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- 4 **自転車運転者講習に関する事務取扱規則の一部改正についての決裁**
交通部参事官から説明があり、決裁が行われた。
- 5 **援助の要求についての決裁**
警備第二課長から説明があり、決裁が行われた。
- 6 **「熊本県公安委員会告示第12号（熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域）」の一部改正についての決裁**
生活安全部参事官から説明があり、決裁が行われた。
- 7 **自己情報開示請求に対する開示等の決裁（2件）**
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。